

# 11月25日～12月1日は 「犯罪被害者週間」 です

平成18年度から、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみましょう。

## 「犯罪被害者週間」取組の一例



啓発展示（大阪府立中央図書館）

© 2014 大阪府もずやん



© 2014 大阪府もずやん

犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書の紹介



## ホンデリング ～本で広がる支援の輪～

犯罪被害者等支援に役立つチャリティプロジェクトです。

不要になった本やCDがありましたら、ご寄贈ください。それらの査定金額が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動を行っている犯罪被害者早期援助団体へのご寄付になります。



ホンデリングについて詳しくはこちら→



大阪府 治安対策課

令和6年10月発行